

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(産業労働局商工部創業支援課) ……一

告示

○不健全図書類の指定……………一

……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課) ……一

○行政書士法による行政処分……………二

……………(総務局行政部振興企画課) ……二

○平成二十七年東京都補正予算の公表……………三

……………(財務局主計部議案課) ……三

○公共測量の終了(二件)……………三

……………(都市整備局都市基盤部調整課) ……三

○都市計画事業の事業計画の変更認可(二十件)……………三

……………(都市整備局都市基盤部街路計画課) ……三

○市街地再開発事業の終了認可……………五

……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……五

○建築基準法による一団地の区域……………五

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五

……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六

……………(同) ……六

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同) ……六

○知事指定薬物の指定の失効……………(福祉保健局健康安全部業務課) ……六

○保安林の指定……………(産業労働局農林水産部森林課) ……六

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課) ……六

告示(教)

○東京都立中央図書館の休館……………三

○東京都立多摩図書館の休館……………三

○東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………三

規程(選)

○政治資金規正法に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程……………三

○公職選挙法及び地方自治法が準用する行政不服審査法に基づく写し等の交付に関する規程……………三

告示(選)

○東京都選挙執行規程の一部改正……………四

○警備員等の検定の実施(二件)……………四

○警備員指導教育責任者講習の実施(二件)……………六

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………六

○防災街区整備事業組合の理事長の就任……………六

……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課) ……六

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………六

……………(環境局総務部環境政策課) ……六

○争議行為の予告(二件)……………六

……………(産業労働局雇用就業部労働環境課) ……六

○都市計画事業の施行(二件)……………(建設局道路建設部管理課) ……三

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局) ……三

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同) ……三

規則

東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年三月十八日
東京都知事 舛添 要 一

●東京都規則第八十二号

東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立皮革技術センター条例施行規則(昭和五十八年東京都規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一の部(一)の項中「木製」を「ステンレス製・大型」に、「二、四二〇円」を「三、六〇〇円」に、「一、二一〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都立皮革技術センター条例施行規則の規定により使用の申請を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第四百五十二号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

図書類

四二一五 書籍

イノセント

the perfect

t innocent

株式会社ジュリアンパ

ブリッシング

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第四百五十三号

行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 氏名

内尾 由生弥

(二) 事務所の名称

うちお行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

杉並区高円寺南四丁目二十三番五号 ACPビル五

B

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第〇八〇八一二九二号

二 処分年月日 平成二十八年三月十一日

三 処分の内容 二月間の業務の停止(平成二十八年三月十八日から同年五月十七日まで)

四 適用条文 法第一条の二第二項、第六条の四、第九条、第十条及び第十三条

●東京都告示第四百五十四号

平成二十八年三月三日東京都議会の議決を得た平成二十七年の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

平成27年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

平成27年度東京都一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210,820,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,162,820,737千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

(都債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
01 都税		5,021,557,279	184,194,847	5,205,752,126
	01 都民税	1,786,262,921	39,872,090	1,826,135,011
	02 事業税	862,477,081	65,405,685	927,882,766
	03 繰入地方消費税	650,214,000	52,025,000	702,239,000
	04 不動産取得税	66,893,085	10,090,938	76,984,023
	05 都たばこ税	17,606,020	209,020	17,815,040
	06 ゴルフ場利用税	614,474	31,201	645,675
	07 自動車取得税	10,747,986	3,071,016	13,819,002
	08 軽油引取税	40,806,000	-78,000	40,728,000
	09 自動車税	103,775,020	1,741,980	105,517,000
	11 固定資産税	1,157,860,116	8,994,859	1,166,854,975
	13 狩猟税	4,579	-644	3,935
	14 事業所税	99,885,084	-235,939	99,649,145
	15 都市計画税	222,636,810	2,698,141	225,334,951
	16 宿泊税	1,760,900	369,500	2,130,400

02 地方譲与税		279,664,033	-2,946,975	276,717,058
	05 地方法人特別譲与税	276,625,050	-2,946,975	273,678,075
06 分担金及負担金		14,526,516	-1,091,521	13,434,995
	01 負担金	14,526,516	-1,091,521	13,434,995
07 使用料及手数料		83,449,790	-129,000	83,320,790
	02 手数料	24,086,043	-129,000	23,957,043
08 国庫支出金		378,511,097	15,647,413	394,158,510
	01 国庫負担金	176,935,419	-4,868,481	172,066,938
	02 国庫補助金	185,219,075	20,515,894	205,734,969
11 繰入金		189,098,511	-2,300,745	186,797,766
	02 公営企業会計繰入金	10,226,897	-29,118	10,197,779
	03 基金繰入金	175,611,074	-2,271,627	173,339,447
12 諸収入		482,374,393	1,414,719	483,789,112
	04 受託事業収入	56,598,757	-4,926,298	51,672,459
	09 雑入	25,230,255	6,341,017	31,571,272
13 都債		449,539,000	-99,806,000	349,733,000
	01 都債	449,539,000	-99,806,000	349,733,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 繰越金	1,000	115,837,455	115,838,455
15 区市町村たばこ税都交付金		0	544	544
	01 区市町村たばこ税都交付金	0	544	544
歳 入 合 計		6,952,000,000	210,820,737	7,162,820,737

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 総務管理費	24,891,511	2,034,442	26,925,953
	04 区市町村振興費	94,752,605	-467,000	94,285,605
	06 防災管理費	10,928,076	4,506	10,932,582
	11 建築保全費	20,609,000	-4,811,353	15,797,647
	12 退職手当及年金費	19,625,458	-500,000	19,125,458
03 徴税費		66,929,000	-690,302	66,238,698
	01 徴税管理費	16,799,000	-500,302	16,298,698
	02 課税費	14,635,000	-190,000	14,445,000
04 生活文化費		35,510,000	-18,262	35,491,738
	01 生活文化費	35,510,000	-18,262	35,491,738
05 スポーツ振興費		64,272,000	-19,343,031	44,928,969
	02 オリンピック・パラリンピック準備費	46,005,000	-18,943,031	27,061,969
	03 スポーツ推進費	17,373,000	-400,000	16,973,000
06 都市整備費		157,995,000	-41,098,308	116,896,692

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 都市整備管理費	4,612,000	-253,000	4,359,000
	02 都市基盤整備費	16,560,000	-257,000	16,303,000
	03 市街地整備費	54,988,000	-9,372,308	45,615,692
	04 建築行政費	33,363,000	-25,123,000	8,240,000
	05 住宅費	48,472,000	-6,093,000	42,379,000
07 環境費		79,235,000	-639,023	78,595,977
	01 環境管理費	3,845,000	-156,603	3,688,397
	02 環境保全費	62,537,000	-102,420	62,434,580
	03 廃棄物費	12,853,000	-380,000	12,473,000
08 福祉保健費		1,108,167,000	15,430,201	1,123,597,201
	01 福祉保健管理費	51,212,000	20,000,000	71,212,000
	02 医療政策費	41,808,000	19,972,793	61,780,793
	03 保健政策費	328,113,000	-20,291,363	307,821,637
	04 生活福祉費	38,194,000	10,332,091	48,526,091
	05 高齢社会対策費	186,209,000	-10,198,912	176,010,088
	06 少子社会対策費	183,938,000	12,542,111	196,480,111

	07 障害者施策推進費	170,248,000	-4,709,492	165,538,508
	08 健康安全費	19,654,000	-1,519,750	18,134,250
	09 施設整備費	74,369,000	-10,697,277	63,671,723
09 産業労働費		475,138,000	-1,837,946	473,300,054
	02 産業労働管理費	1,135,000	-18,013	1,116,987
	03 商工業振興費	427,184,000	-1,034,909	426,149,091
	04 農林水産費	16,573,000	-128,102	16,444,898
	05 労働費	26,147,000	-656,922	25,490,078
10 土木費		549,873,000	-98,969,475	450,903,525
	01 土木管理費	24,856,000	-805,314	24,050,686
	02 道路橋梁費	371,081,000	-86,733,000	284,348,000
	03 河川海岸費	86,865,000	-7,020,161	79,844,839
	04 公園壘園費	67,071,000	-4,411,000	62,660,000
11 港湾費		112,479,000	-28,227,701	84,251,299
	02 東京港整備費	87,803,000	-24,658,701	63,144,299
	03 島しょ等港湾整備費	23,885,000	-3,569,000	20,316,000
12 教育費		763,754,000	-16,228,103	747,525,897

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 教育管理費	24,639,000	-706,728	23,932,272
	02 小中学校費	433,060,000	-7,602,698	425,457,302
	03 高等学校費	134,376,000	-762,439	133,613,561
	04 特別支援学校費	68,048,000	-1,608,654	66,439,346
	06 退職手当及年金費	55,421,000	-3,199,556	52,221,444
	07 教育指導奨励費	10,981,000	-139,347	10,841,653
	09 施設整備費	28,212,000	-2,208,681	26,003,319
13 学務費		201,412,000	-17,438	201,394,562
	02 私立学校振興費	177,092,000	-17,438	177,074,562
14 警察費		632,012,000	-3,498,022	628,513,978
	01 警察管理費	490,876,825	1,755,978	492,632,803
	03 警察活動費	50,534,181	-1,248,000	49,286,181
	04 警察施設費	55,963,286	-4,006,000	51,957,286
15 消防費		245,932,000	-738,884	245,193,116
	01 消防管理費	186,902,000	981,116	187,883,116
	02 消防活動費	21,641,000	-444,000	21,197,000

	05 建設費	17,960,000	-1,276,000	16,684,000
16 公債費		481,276,000	-7,888,237	473,387,763
	01 公債費	481,276,000	-7,888,237	473,387,763
17 諸支出金		1,758,785,000	418,324,673	2,177,109,673
	01 財産費	57,419,000	343,544,052	400,963,052
	02 他会計支出金	1,226,093,980	22,099,000	1,248,192,980
	04 諸費	474,487,020	52,681,621	527,168,641
歳 出 合 計		6,952,000,000	210,820,737	7,162,820,737

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
02	総務費		0	2,634,428	2,634,428
	01 総務管理費		0	2,634,428	2,634,428
		1 情報通信利用環境整備推進事業	0	2,634,428	2,634,428
03	徴税费		0	1,008,000	1,008,000
	04 施設整備費		0	1,008,000	1,008,000
		1 都税事務所等整備	0	1,008,000	1,008,000
08	福祉保健費		0	175,747	175,747
	09 施設整備費		0	175,747	175,747
		1 市場衛生検査所整備	0	175,747	175,747
09	産業労働費		793,000	429,960	1,222,960
	03 商工業振興費		0	429,960	429,960
		1 ロボット産業活性化事業	0	99,960	99,960
		2 外国人旅行者誘致のための魅力発信事業	0	330,000	330,000
合	計		57,569,000	4,248,135	61,817,135

第3号 都債補正

(単位 千円)

番号	起債の目的	起債限度額			
		既起債限度額	今回補正額	計	
7	地下高速鉄道建設事業助成費	2,890,000	-123,000	2,767,000	<p>(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。</p> <p>(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。</p>
9	土地区画整理事業助成費	4,751,000	-266,000	4,485,000	
10	市街地再開発事業助成費	552,000	-43,000	509,000	
11	臨海都市基盤関連街路整備費	236,000	-20,000	216,000	
12	都市改造費	4,194,000	-974,000	3,220,000	
16	福祉保健施設整備費	27,378,000	-6,188,000	21,190,000	
18	道路橋梁整備費	234,902,000	-71,557,000	163,345,000	
19	河川海岸整備費	56,481,000	-4,853,000	51,628,000	
20	公園等整備費	19,779,000	-3,158,000	16,621,000	
21	東京港整備費	19,820,000	-7,067,000	12,753,000	
22	東京港海岸保全費	4,566,000	-1,554,000	3,012,000	
23	東京港埠頭株式会社貸付金	6,587,000	-1,160,000	5,427,000	
24	島しょ等港湾整備費	6,201,000	-1,170,000	5,031,000	
25	都立学校整備費	9,325,000	-958,000	8,367,000	
29	警察施設整備費	17,967,000	-1,967,000	16,000,000	
30	消防施設整備費	10,806,000	-513,000	10,293,000	

番号	起債の目的	起債限度額		
		既起債限度額	今回補正額	計
31	情報通信利用環境整備推進費	0	1,765,000	1,765,000
合計		449,539,000	-99,806,000	349,733,000

できる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成27年度東京都特別区財政調整会計補正予算

予算総則

平成27年度東京都特別区財政調整会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22,099,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ996,357,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既定予算額	補正予算額	計
款	項			
01	繰入金	974,257,980	22,099,000	996,356,980
	01 一般会計繰入金	974,257,980	22,099,000	996,356,980
歳入合計		974,258,000	22,099,000	996,357,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	特別区交付金	974,258,000	22,099,000	996,357,000
	01 特別区財政調整交付金	974,258,000	22,099,000	996,357,000
歳 出 合 計		974,258,000	22,099,000	996,357,000

平成27年度東京都地方消費税清算会計補正予算

予 算 総 則

平成27年度東京都地方消費税清算会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入217,530,000千円、歳出178,045,000千円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入2,211,190,000千円、歳出2,066,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	地方消費税	1,367,039,000	222,586,000	1,589,625,000
	01 地方消費税	1,367,039,000	222,586,000	1,589,625,000
02	諸収入	450,741,000	31,660,000	482,401,000
	01 地方消費税清算金収入	450,740,000	31,660,000	482,400,000
03	繰越金	175,880,000	-36,716,000	139,164,000
	01 繰越金	175,880,000	-36,716,000	139,164,000
歳 入 合 計		1,993,660,000	217,530,000	2,211,190,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	地方消費税清算費	1,888,945,000	178,045,000	2,066,990,000
	01 地方消費税清算費	1,888,945,000	178,045,000	2,066,990,000
歳 出 合 計		1,888,945,000	178,045,000	2,066,990,000

既定予算額歳入歳出差引残額 104,715,000千円
 補正予算額歳入歳出差引不足額 -39,485,000千円
 補正後予算額歳入歳出差引残額 144,200,000千円

●東京都告示第四百五十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区猿楽町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年一月二十一日まで

●東京都告示第四百五十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月一日から同月十九日まで

●東京都告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第八百七号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 中央区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路環状第三号線（新島橋）
- 三 事業施行期間 平成二十四年四月二十日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第三百三十三号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第四十四号線
- 三 事業施行期間 平成十六年三月十二日から平成三十

四 事業地

四年三月三十一日まで

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千七百七十号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第四十九号線

三 事業施行期間 平成二十一年八月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第千四百六十六号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 豊島区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第七十六号線

三 事業施行期間 平成十九年十一月十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十四年東京都告示第千二百二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第三百二十一号線及び幹線街路環状第四号線

三 事業施行期間 平成十四年十月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

●東京都告示第四百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百四十五号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線及び区画街路葛飾区画街路第三号線

三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第百四十四号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画法の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、併せて告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

三 事業施行期間

平成十五年二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

五 収用の手続が保留される事業地

葛飾区立石七丁目地内

●東京都告示第四百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第四百二十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条

第三項の規定に基づき、併せて告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

三 事業施行期間

平成十五年二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

五 収用の手続が保留される事業地

葛飾区立石一丁目及び立石七丁目各地内

●東京都告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業区画街路葛飾区画街路第四号線

三 事業施行期間

平成二十一年六月五日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十六号線及び幹線街路補助線街路二百七十九号線

三 事業施行期間

平成二十一年六月五日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第八百九十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十四号線
- 三 事業施行期間 平成二十一年六月五日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千三百七十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十四号線
- 三 事業施行期間 平成十六年九月七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千三百七十八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線
- 三 事業施行期間 平成十六年九月七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第千二百八十一号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十八号線

三 事業施行期間 平成十八年三月十五日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第千二百八十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百九十号線
- 三 事業施行期間 平成十八年三月十五日から平成三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第五百九十一号府中市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 府中市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画道路事業三・四・十六号府中東小金井線
- 三 事業施行期間 平成二十二年四月七日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第八百七号昭島都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 昭島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画道路事業三・四・一号昭島中央線
- 三 事業施行期間 平成十九年五月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第千二百二十四号昭島都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 昭島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画道路事業三・四・二号江戸街道線
- 三 事業施行期間 平成十八年七月二十日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第百二十三号町田都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に

より、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画道路事業三・四・三十四号本町田金森線
- 三 事業施行期間 平成二十二年二月八日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千五百六号東村山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 東村山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・二十七号東村山駅秋津線
- 三 事業施行期間 平成二十一年七月十三日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百七十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の二十第一項の規定に基づき調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

株式会社パルコ及び馬部三郎

二 事業施行期間

平成二十五年三月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

三 施行地区

調布市小島町一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日

調布駅北第1B地区第一種市街地再開発事業

平成二十五年三月二十八日

五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日

平成二十八年三月十八日

●東京都告示第四百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

目黒区駒場四丁目八百五十六番一、平成二十八年二月十八日
八百五十九番二、九百五十二番十三、月十八日
九百六十五番二、世田谷区北沢一丁目五十番二、同番六、同番二十四及び四百四十八番一

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第四百七十九号

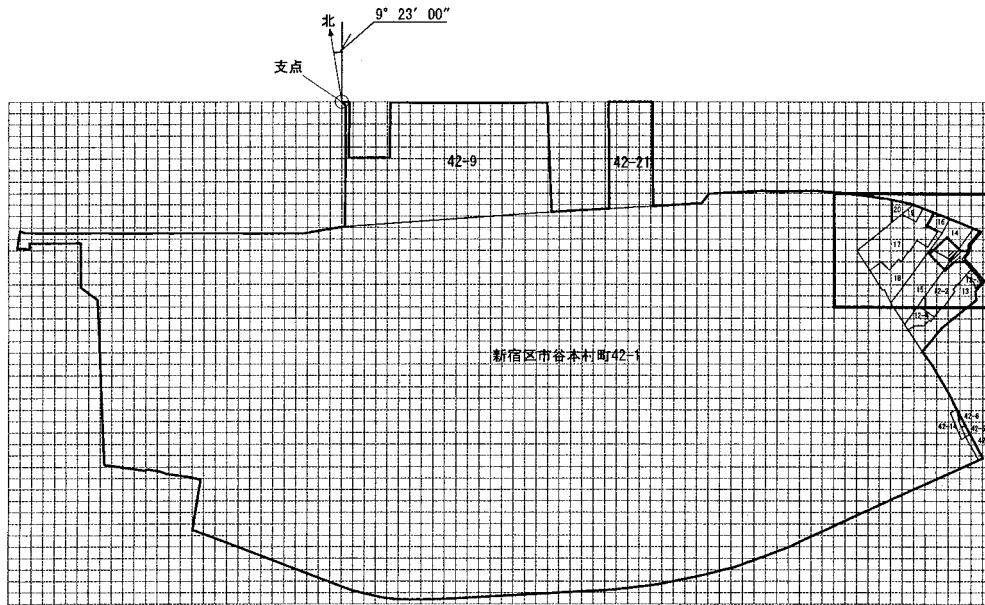
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

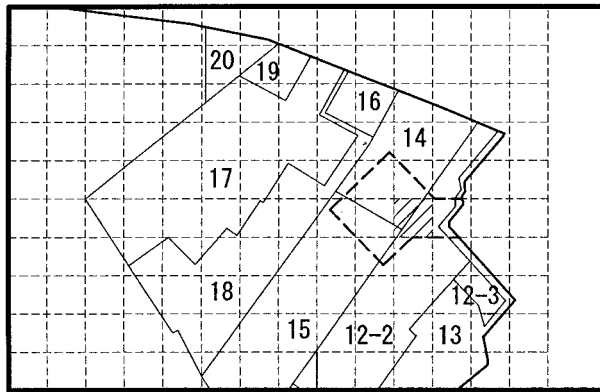
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区市谷本村町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



【拡大図】



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- - - 調査範囲
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、新宿区市谷本村町
 42番9の最北端とする。

【格子の回転角度(9度23分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四百八十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第三百八十
 九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同
 条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西加平一
 丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及び
 その化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去